

②「3. 合併の効果」(合併市町村基本計画 P26～P27 参照)

(1) 住民の利便性の向上

合併市町村基本計画記載内容	合併による効果	合併による課題
行政区域が拡大するため、これまで他の市役所や町村役場だった所のどこでも住民票や印鑑証明などの窓口サービスを受けることができるようになり、利用する窓口の選択肢が広がります。	<ul style="list-style-type: none"> ●合併前の旧市町村の区域に関係なく本庁及び各支所で住民票や戸籍のほか税関係の証明などの各種申請手続きができるようになり、利用する窓口の選択肢が広がった。 ●住民税申告等をどこでもできるようになり、利用する申告会場の選択肢が広がった。 ●延長窓口の開設により、仕事帰りに証明書の発行を受けられるようになった。 ●特定健診や乳幼児健康診査が市内のどの会場でも受けられるようになった。 ●上下水道料金の支払いに関し、対応金融機関の増加やコンビニ収納の対応などにより、支払窓口が増加し時間的な制約が緩和され利便性向上につながった。 ●選挙時の期日前投票が、勤務先や出先に近い本庁や各支所で投票できるようになり利便性が向上した。 ●旧村上市のみにあった消費生活センターの利用が可能となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ●移動距離が長くなり、相談があってもすぐに駆けつけられない場合がある。 ●下水道使用料が統一されていない。
生活の実態に即した小中学校区が設定可能となるほか、保育園などの施設利用範囲も広がります。	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の特性や郷育教育等の継続性を大切にする観点により、小中学校区を設定しているが、学区超えての就学が容易になった。 ●校外学習等の臨時スクールバスにおいて、各地区間で融通することにより有効利用が図られている。 ●勤務地に近い保育園を選択できるなど、利用可能な保育園の選択肢が広がった。 	
利用が制限されていた他の市町村公共施設(スポーツ施設や文化会館など)が利用しやすくなります。	<ul style="list-style-type: none"> ●市内統一基準での団体認定を行い、地区制限なく施設利用が可能となった。 ●体育施設の定期券や回数券が、市内の各施設で使えるようになった。 ●農村環境改善センターなど旧市町村の施設利用が可能となった。 ●ゴミ処理場の新設により利便性も良くなり、日曜日でも利用できるようになった。 ●市内のどの火葬場を利用しても料金が同一になった。 	<ul style="list-style-type: none"> ●施設によって利用料金が無料から有料になった。

(2) サービスの高度化・多様化

合併市町村基本計画記載内容	合併による効果	合併による課題
市町村の規模が大きくなると、女性政策や都市計画、国際化、情報化等の専任の組織・職員を配置することができ、より多様な個性ある行政施策の展開が可能となります。	<ul style="list-style-type: none"> ●専門職として保健師、栄養士、土木技師、建築技師、障害児教育専門職等を採用・増員している。 	

合併市町村基本計画記載内容	合併による効果	合併による課題
従来、採用が困難又は十分に確保できなかった専門職（社会福祉士、保健師、理学療法士、土木技師、建築技師等）の採用・増強をはかることができ、専門的かつ高度なサービスの提供が可能となります。	●専門職として保健師、栄養士、土木技師、建築技師、障害児教育専門職等を採用・増員している。【再掲】	
行財政基盤の強化で安定的な行政サービスの確保が期待できます。	●過疎債等の優良な地方債を有効に活用し、財政健全化を図ることができた。 ●合併算定替終了後の普通地方交付税の縮減に対応するため、合併特例措置通減対策準備基金等の財源を確保し、将来にわたる財政の健全な運営に資することができた。	
公共的団体の統合や新設が行われ、多様な事業、広域的な事業等の展開が可能となります。	●社会福祉協議会の統合や総合型地域スポーツクラブを市内全地区に設置し多様な事業展開を行っている。	
職員間の競争意識が促され、有能な職員の登用ができるとともに、研修の機会も増大され、職員のレベルアップにつながり行政のレベルも向上します。	●多くの職員を様々な研修に参加させ、研鑽を図ることで、個々の職員のレベルアップ、ひいては行政レベル向上につなげている。	

(3) 重点的な投資による基盤整備の推進

合併市町村基本計画記載内容	合併による効果	合併による課題
重点的な投資が可能となり、地域の中核となる充実した施設の整備や大規模な投資を必要とするプロジェクトの実施が可能となります。	●総合計画や総合戦略を策定し、重点的・優先的に事業展開を行っている。 ●広域的見地から地域特性を判断し、重点的に投資を行っている。	

(4) 地域づくり・まちづくりと施策展開

合併市町村基本計画記載内容	合併による効果	合併による課題
広域的視点に立って、道路や公共施設等の整備、土地利用、地域の個性を活かしたゾーニングなど、地域づくりやまちづくりをより効率的に実施できます。	●高速道路の開通にあわせ、高速道路へのアクセス道を重点的に整備し、交通ネットワークの整備が図られた。 ●村上版コンパクトな街づくりを目指して都市計画マスタープランを策定し、合併後の市街地の一体的な運用や都市地域と農業地域の区域の明確化を図るため、土地利用方針などをもとに見直しを行った。 ●武家屋敷や町屋などの貴重な建造物、村上まつりを代表とする伝統文化を将来に引き継いでいくため歴史的風致維持向上計画を策定した。 ●厚生連村上総合病院が村上駅西側に移転することに伴い、村上駅周辺のまちづくりを推進するための基本的な方針として村上駅周辺まちづくりプランを策定した。 ●合併後、第1次、第2次と総合計画を策定し、やさしさと輝きに満ちた笑顔のまち村上を目指して各種施策を行っている。 ●地域公共交通活性化協議会を設立し、まちなか循環バスや通院支援等のデマンドタクシーの運行を行い、公共交通の利便性向上につなげている。	

合併市町村基本計画記載内容	合併による効果	合併による課題
環境問題や水資源問題、観光振興など広域的な調整、取組み等を必要とする課題に有効な施策の展開が期待できます。	<ul style="list-style-type: none"> ●環境基本条例の制定や環境基本計画を策定し、環境の保全等に関する環境施策を総合的かつ計画的に推進している。 ●効率の良い給水区域とするため、給水区域の見直しを検討。 ●災害時等に他の給水区域から供給できるよう連絡管の整備を検討。 ●人口減少や少子高齢化、生活圏の変化等に対応できる広域的な污水处理施設の統廃合が可能となった。 ●多様な観光資源を組み合わせた観光PRが実施できるようになった。 ●魅力ある産物を合わせて駅弁事業や物産展等の取組を行っている。 	

(5) 行財政の効率化

合併市町村基本計画記載内容	合併による効果	合併による課題
総務、企画等の管理部門の効率化が図られ、相対的にサービスの提供や事業実施を直接担当する部門等を充実させることが可能となるとともに、職員数を全体的に抑制することができます。	<ul style="list-style-type: none"> ●合併前の市町村ごとにあった管理部門の統一を図ることができた。 ●合併により市全体のバランスを考えながら図書を購入を行えるようになった。 	●管理部門を統一したことにより支所で完結出来ない事案がある。
三役や議員、各市町村に置くこととされている委員会や審議会の委員、事務局職員などの総数が削減され、その経費が節減されます。	<ul style="list-style-type: none"> ●合併前に市町村ごとに設置された同種の委員会や審議会を一つにまとめ、委員数の削減及び経費の節減を図った。 ●合併によるスケールメリットを活かし、人件費を抑制することができた。 	
広域的観点から、スポーツ施設や文化施設等の公共施設を効率的に配置することができ、将来的に類似施設の重複整備を避けることが可能となります。	※現在は、地区住民の感情も考慮し現状維持している。	

(6) 地域のイメージアップと総合的な活力の強化

合併市町村基本計画記載内容	合併による効果	合併による課題
より大きな市町村の誕生が、地域の存在感や「格」の向上と地域のイメージアップにつながり、企業の進出や若者の定着、重要プロジェクトの誘致が期待できます。	<ul style="list-style-type: none"> ●第2次総合計画の重点戦略でもある村上市総合戦略により多様な施策を展開している。 ●労働力確保において、より大きな自治体となったことのスケールメリットを活かしたPRを行っている。 	
地域の総合力が向上し、全体的な成長力や苦境を乗り越える地域力が強化されます。	※各地域で研鑽し取り組みが進められているが、まだ全体的な成長力や地域力の強化には至っていない。	

(7) 地域審議会

■ 制度創設の理由

合併によって住民の意見が合併市町村の施策に反映されにくくなるとの懸念があり、そのことが合併推進の障害となっていることに対応して、合併市町村の施策全般に関し、よりきめ細やかに住民の意見を反映していくことができるよう創設されたもの。

■ 会議の開催状況

年 度	地域審議会	合同会議
平成 20 年度	2	
平成 21 年度	4	
平成 22 年度	4	
平成 23 年度	4	1
平成 24 年度	4	
平成 25 年度	4	
平成 26 年度	4	
平成 27 年度	4	1
平成 28 年度	3	
平成 29 年度	3	1

■ これまでの主な協議等

- 総合計画に向けた各地域のまちづくりの基本的方向について【答申】(平成 20 年度)
⇒第 1 次総合計画の土地利用構想(ゾーニング)に反映
- 地区の活性化に向けた意見書の提出(平成 21 年度)
⇒合併後 1 年が経過し、各地区の意見を市長へ提出
- 地域まちづくり協議会設置に向けての意見(平成 22 年度)
⇒意見を基にまちづくり協議会を設置
- 定住の里づくりアクションプランについて【答申】(平成 23 年度)
⇒「定住の里づくりアクションプラン」の地域活性化に向け各地域で特に取り組む施設の方向性として反映
- 地区の活性化に向けて具体的に取り組むべき施策の具現化に関する意見(平成 24 年度)
⇒「定住の里づくりアクションプラン」を基にした具現化策に関する意見のまとめ
- 地域の活性化を目指すための具体的な事業提案を審議(平成 25 年度)
⇒提案事業を平成 26 年度から平成 28 年度の 3 カ年の内で実施
- 第 1 次総合計画中間総括について(平成 26 年度)
⇒第 1 総合計画の中間総括について各地区から意見
- 第 2 次村上市総合計画策定に向けての提言書提出(平成 27 年度)
⇒第 2 次総合計画の基本計画に反映
- 合併市町村基本計画登載事業の取扱いについて(平成 28 年度)
⇒登載事業の計画期間満了後の取扱いについて協議